

田原会計 NEWS

2020年3月24日(火)

〒400-0032 山梨県甲府市中央 5-5-19

田原会計事務所

TEL 055-225-3622 FAX 055-227-7714

Email tahara0423@tkcnf.or.jp

令和2年税制改正大綱

納税環境編

振替納税の通知依頼等が e-Tax で可能に！

令和2年の税制改正により、今まで電子申請・申告ができず、紙の書類で提出していたものが、e-Taxの利用により手続きできるようになりそうです。

(1) 振替納税・ダイレクト納付の申請

次の書類の提出は、令和3年1月以後、e-Taxによる電子申請が可能となります。

- ① 振替納税の通知依頼
- ② ダイレクト納付の利用届出

なお、これらの申請手続では、申請者の電子署名や電子証明書の送信は不要とされました（振替納税については、納税地の異動があった場合の手続も簡素化されます）。

(2) 準確定申告の電子手続の簡素化

今まで電子申告ができなかった所得税の準確定申告について、その途が開かれそうです。e-Taxにより所得税の準確定申告書を提出する場合、相続人の電子署名・電子証明書の送信は次のようになります。

申請等相続人	電子署名・証明書送信が必要
それ以外の者	確認証を送信（署名等は不要）

大綱では、税理士の代理送信等については、明らかとされていませんが、令和2年分以後の準確定申告より適用されます。

電子帳簿等保存制度の見直し

電磁的記録の保存方法の範囲に、次の方法が令和2年10月より追加されます。

- ① 発行者のタイムスタンプが付された電磁的記録の受領・保存
- ② 電磁的記録の訂正・削除等が確認できるシステムによる記録の授受・保存

この改正によりカードや電子マネーの履歴をクラウド上で電子データ保存する方法が認められます（改変不可が条件）。

円滑な申告・納税のための環境整備

納税証明書の電子的請求について、電子委任状を添付して行うことができるようになります（委任者の電子署名等は不要）。

利子税・還付加算金等の割合の引下げ

令和3年以後は、①利子税特例基準割合、②猶予特例基準割合、③還付加算金特例基準割合が年7.3%未満の場合には、次のようになります。

平均貸付割合＋年0.5%（現行年1%）

また、相続税・贈与税に係る利子税は、次のようになります。

利子税の割合×利子税特例基準割合/年7.3%



最近、業務効率化のため、クラウド上で領収書を発行・保管するサービスも出てきています。